

公 示

道路運送法第27条第3項等の規定違反による同法第40条に基づく事業の停止処分 …	2
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る意見聴取概要の公表について …	4

公 示

◎一般貸切旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和6年9月10日 関東運輸局長 藤 田 礼 子
記

事案番号 24E03

1. 事業者の氏名及び住所
羽田空港交通 株式会社
神奈川県川崎市川崎区東扇島90番地3-I

2. 予定される処分内容

道路運送法第27条第3項等の規定違反による同法第40条に基づく事業の停止処分

3. 聴聞の期日

令和6年10月3日(木) 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局自動車監査指導部
電話045(211)7271

なお、上記で実施できない場合は、関東運輸局が別途指定することとします。

公 示

◎一般貸切旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を經由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和6年9月10日 関東運輸局長 藤田 礼子
記

事案番号 24E02

1. 事業者の氏名及び住所
株式会社 美杉観光バス
埼玉県飯能市美杉台六丁目1番地の15
2. 予定される処分内容
道路運送法第27条第3項等の規定違反による同法第40条に基づく事業の停止処分
3. 聴聞の期日
令和6年10月9日(水) 午後1時30分
4. 聴聞の場所
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局自動車監査指導部
電話045(211)7271

なお、上記で実施できない場合は、関東運輸局が別途指定することとします。

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：24C03
事業者名：東武バスセントラル 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和6年8月21日（水曜日）
13時00分から（東京都）AB聴聞室
14時00分から（足立区）AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

- ・ 東京都知事 東京都新宿区西新宿2-8-1
- ・ 足立区長 東京都足立区中央本町1-17-1

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

6 都市基交第 984 号
令和 6 年 8 月 20 日

関東運輸局長
藤田 礼子 殿

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
地方自治体名 東京都
(首長名) 東京都知事 小池 百合子



意見の陳述書

今般、令和 6 年 8 月 21 日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に参加することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行なうこととされていた事案の件名及び事案番号

事案の件名 : 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号 : 24C03

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長 荒井 大介

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

本件について、地域の状況を踏まえ、事業者と地元区が十分な調整を図るようお願いいたします。



6足都交収第1385号
令和6年8月13日

関東運輸局長 様

足立区長
近藤 弥生



一般乗合旅客自動車運送事業者の路線の廃止に対する意見聴取について
(回答)

令和6年8月2日付関自旅一第445号で通知のあった標記の件については、意見の聴取を必要としないので、その旨お知らせいたします。

1. 地方公共団体名及び首長名並びに、意見の聴取を陳述しようとしていた者

東京都足立区

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区長 近藤弥生

2. 意見の聴取を行うこととされていた廃止の届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

24C03

3. 意見の聴取を必要としなくなった理由

今回、廃止の届出があったコミュニティバスはるかぜ7号は平成17年から、綾瀬駅～東和住区センター線ほか3系統は平成21年から運行している。

当該路線は、運行当初から利用者数の伸び悩みが課題であり、事業者だけではなく、区としてもはるかぜを始めとした公共交通の利用喚起策を実施したものの、利用者数の増加にはつながらなかった。

特にはるかぜ7号は、区東部地域と西新井駅とを結ぶ唯一のバス路線であり、廃止に伴う地域住民への影響は少ないものの、運転士不足の深刻化や経営状況改善に向けて、路線の見直しを実施することは事業者としての経営判断であり、その旨を尊重せざるを得ない。

なお、当該路線の廃止に至った理由等についてはすでに当該事業者とヒアリングを実施しており、本件について意見聴取は不要である。

